

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市総合計画審議会第8回会議
2 開催日時	平成24年12月26日（水） 午後1時30分から午後4時30分まで
3 開催場所	津市庁舎8階 大会議室A
4 出席した者の氏名	<p>(津市総合計画審議会委員) 武田 保雄、須山 美智子、石見 隆浩、井上 勝司、今井 直毅、大幡 貞夫、海住 佳子、片岡 正春、川見 拓也、北村 早都子、木下 美佐子、小泉 忠子、篠木 幸一、西口 正國、長谷川 之快、服部 勝、服部 基恒、濱野 章、林 茂昭、原田 浩伸、南野 利久、村田 真理子、吉岡 泰三</p> <p>(事務局) 副市長 葛西 豊一 副市長 青木 泰 政策財務部長 盆野 明弘 政策財務部次長 松本 尚士 地域政策担当参事 南浦 康人 地域政策課長 北川 良治 政策課長 山下 佳寿 政策課調整・政策担当主幹 濱田 耕二 政策課政策担当副主幹 梅本 和嗣 政策課主査 海住 愛 政策課主査 深堀 巧 政策課主査 高岡 一聖 政策課主事 山本 昌孝</p>
5 内容	1 前回の審議に係る意見について 2 津市総合計画後期基本計画（案）について (1) 参加と協働のまちづくりについて (2) 重点プログラムについて 3 津市総合計画後期基本計画に係る各地域審議会からの意見について 4 その他 (1) 津市総合計画後期基本計画に係る答申について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	なし
8 担当	政策財務部政策課政策担当 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

政策課長	皆さん、大変おまたせをいたしました。本日は本当に年末のお忙しいなか、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。
------	---

ただ今から、津市総合計画審議会、第8回会議を開催させていただきます。開会に先立ちまして、副市長葛西より、一言、ごあいさつを申し上げます。

葛西副市長

皆さん、こんにちは。副市長の葛西でございます。本当に年の瀬の押し詰まったころの開催というスケジュールとさせていただきましたが、ご多忙のなか、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

そういう中で、当総合計画もいよいよ大詰めといいますか、最終コーナーにさしかかっておりまして、5つのまちづくりの、今日は5つ目の「参加と協働のまちづくり」についてと、それから重点プログラムの部分の皆さんのご協議いただきます。それから、各地域審議会からの総計に対するご意見をいただきます。

そして、先般まで、パブコメやっておりましたけれども、そういったご意見も含めて、今日は総括的なご議論も含めて、今後、事務局のほうで最終整理をさせていただきたいとしておりますので、次回は、1月21日を想定しておりますけれども答申案のご協議ということに至りますので、それに至るまでのご自由な、ご活潑なご議論を、よろしくお願ひいたしたいと思います。

はなはだ簡単でございますが、よろしくお願ひいたします。それでは、よろしくお願ひします。

政策課長

それでは、審議会を進めさせていただきたいと思います。なお、委員の方々のうち、本日、浅田委員様、井坂委員様、中川委員様、稻垣委員様、吉田委員様、田部委員様、川北委員様におかれましては、所要のため、やむを得ずご欠席とのご報告をいただいております。

それと、原田委員のほうが少し遅れるということですね。あ、来ていただきました。すいません、失礼いたしました。ということでございます。

それでは、会議の進行を、会長のほうにお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

武田会長

それでは、どうもお忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

今、政策課長からありましたように委員が30名のうち、23名の方がご出席、それから7名の方がご欠席ということですので、津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議の開催要件は過半数の出席ということで、それを満たしておりますので、ただ今から、第8回津市総合計画審議会を開催させていただきたいと思います。

まず、事項に基づきまして、審議に入る前に会議録への署名委員を指名させていただきたいと思います。本日の会議に関する署名につきましては、名簿の順番でいきますと小泉委員、篠木委員になりますので、よろしくお願いしたいと思います。会議録の作成後ですけれども、署名いただくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の事項書に沿って、会議を進めていきたいと思います。まず、事項1の「前回の審議に係る意見について」、議論したいと思います。前回の審議会におきまして、事務局のほうから総計審の総合計画における「豊かな文化と心を育むまちづくり」、それから「活力のあるまちづくり」について、当審議会で説明を受けました。それで、委員の皆様には前回の会議におきまして、多くのご意見をいただいたところですけれども、併せて、ご意見がある場合には、さらにある場合には意見表に書いていただきまして、提出いただくようにお願いしていたところです。

今回の会議におきましても、意見表によりご提出いただいた意見につい

て、意見がありますので、これについては事務局によりまして、資料1でございますけれども、このとおり、まとめさせていただいております。

まず、意見を提出いただきました、それぞれの委員の方に、それぞれの前回の考え方を整理しまして、発表をしていただきたいと思います。

それでは、資料1に従いまして、まず原田委員から、要点のご発表をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

原田委員

ありがとうございます。「3－1 生きる力を育む教育の推進」というところで、第1項の2の「津市独自のこども園の設置」があり、非常にありがたい話であると思います。実際に、そういうものがあったら、もっと子どもが育てられるのにという要望もありますので、具体的にどれぐらいの数を設置して、どのように配置するかとか、どうやって行なっていくか、具体的に進めていっていただきたいという要望が、1点目として書かせていただきました。

併せて2点目も同じで、現状の大津の学校のいじめ問題等もあって、なかなか報道されない部分というのがあろうかと思いますけれども。そういうものに対して、また、今の環境であるとか、学校の運営であるとか、食育とか、いじめ問題に対して、より情報化の推進という方向性で考えていただけたら、ありがたいかと思います。

武田会長

ありがとうございます。これらの事業につきましては、次の吉岡委員のご説明が終わってから、まとめてやりたいと思いますので、それでは、吉岡委員、よろしくお願ひいたします。

吉岡委員

吉岡でございます。140ページの林業のところでございますが。中勢森林組合という立場から林業の現状の認識について、すでに案として出された内容と少し見解が異なると部分もありましたので、意見として表明させていただきました。

現在、TPP等で関税の問題、および自由化の問題が議論されておりますが、林産物については、すでにほぼ関税のない状態で入荷されておりまして、そういう意味では、案のように海外からの低価格のものが輸入されているというのではなく、もうすでに、貿易の自由化の中で、林産物の価格そのものが国際競争の中で価格決定をされている。非常に厳しいなかにあるという主旨で表現の意見を述べさせていただきました。

もう1点、2点目の意見の主旨といたしましては、「案」の中に「生産コストが過大のために採算性がとれていない」という主旨の案でございましたが、私ども林業を預かる立場といたしましては、生産コストが過大という意味では、他の産業等と比べて決して高いコストとかけているわけではありません。当然、賃金も相当、厳しい状態に置かれているという厳しい状況にあるわけです。

そういう意味で、一言でいえば、そういう生産性の改善がなかなか進まないという表現にしてはどうかという意見がございます。

ちなみに私どもも、林業という意味では、いろんな機械化を進めておりまして、今回も市のほうからも、たくさんの補助をいただきまして林業機械の整備を進めるという形で、採算性をとれる方向での生産コストの見直し、生産性の向上に努めております。

以上でございます。

武田会長

ありがとうございました。それでは、今、原田委員と吉岡委員の追加のご意見のご説明をいただきましたが、みなさま方からご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

いかがでしょうか。吉岡委員、林業に関しては、完全な貿易自由化という形の状況に置かれているような形なんでしょうか。

吉岡委員

そうですね。WTOの中で、ほぼ自由化しようということで、またその貿易、そういう価格、取引の方法について近年も国際的な会議を開いています。完全な自由化ではないですが、実質自由化と先ほど申し上げましたように、実質ゼロ関税額になっているというふうに申し上げました。そこらの議論も、かなり前にWTOでそういうルールを決められてから、現在も国際会議はされていますが、やはり見解の相違がそれぞれあって、議題は出されても新しい整理が進まないというのが、今、木材製品の国際的な協議の現状というふうに思っております。

なしにしようというふうには決まっていないと思っていますが、実質的にゼロ状態ということです。為替が円高、円安になる中でも、TPPの議論の中でも、いろんな団体が、いろんな意見表明をされていますけれども、林業界としては、なかなか意見表明がしにくいというのが現状の私どもの認識です。

武田会長

ありがとうございました。ともかく貿易自由化という形で、窮地というので、ひとつの総計審の、そういう形でいいのかどうかということについて、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局のほうで、何か、その文面に関して、ご意見ございますか。

政策課長

いただきました、ご意見、それら踏まえまして、修正できるところは、修正をさせていただきたいと考えております。

武田会長

あといかがでしょうか、よろしいでしょうか。

では、そのご意見も踏まえて、総計審の案のところに入れさせていただく形で検討したいと思います。

もし、何もないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

武田会長

ありがとうございます。

それでは、第二の事項になります。「津市総合計画基本計画案について」ということで、最後の5つ目の項目ですが「参加と協働のまちづくり」、それと重点プログラムが、そのあとにありますけれども、その重点プログラムの2点について議論をしていきたいと思います。

それでは、まず「参加と協働のまちづくり」ということで、それについて審議しますが、概略について、事務局のほうからご説明をいただけますでしょうか。

事務局（梅本）

皆さん、改めましてこんにちは。私は企画課の梅本といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から、5つ目のまちづくりの目標であります「参加と協働のまちづくり」について、概要のほう、説明させていただきます。すいません、座って説明させていただきます。失礼いたします。

恐れ入りますが、本冊計画案の厚いほうの28ページをご覧いただけますでしょうか。この28ページのほうですね。下のほうに、施策体系図の

一番下にありますとおり、参加と協働のまちづくりは、「5－1 市民活動の促進」、「5－2 市民との協働の推進」で構成しております、「5－1 市民活動の促進」につきましては、第1項 市民活動の推進、第2項 国際国内交流と多文化共生の推進、第3項 男女共同参画の推進、第4項 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の4つの項目。

また、「5－2 市民との協働の推進」につきましては、第1項 市民との対話と連携の推進と、総合支所による地域住民との協働の二つの項目で構成させております。

この構成ごとに、全体の構成、新たに政策として掲げた内容や重点施策、また、委員の皆様からいただきましたご意見などを、計画にどのように反映したのかということを中心に、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、まず「5－1 市民活動の促進」について、ご説明させていただきますので、恐れ入ります、本冊の173ページをご覧いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか、すいません。それで、第1項 市民活動の推進につきましては、173ページの施策の体系の記載にありますとおり、市民意識の高揚、ニーズに応える市民活動の支援、地域コミュニティの活性化の3つの施策内容に分かれています。

具体的な施策の方向性につきましては、次のページの174ページをご覧いただけますでしょうか。

市民意識の高揚に関しましては、前期基本計画の点検結果に、委員の皆様から意見がありましたとおり、市民の自治会等への参加促進が必要であるという考え方から、自治会や市民活動団体等の活動の重要性について、市民の方々に広く知っていただくため、活動内容や実績、役割などの情報を発信するとともに、団体等への参加促進を図るため、参加方法などの情報も発信することとしております。

次にニーズに応える市民活動の支援に関しましては、皆様からいただきました、「団体間の情報共有、連携や活動の場の充実が必要である」などのご意見を踏まえまして、団体等のニーズの把握による情報発信や事務機能のサポートなど、各団体の状況に応じた支援を行うとともに、公共施設を活用した団体等の活動環境の充実を図ることといたしております。

次に、地域コミュニティの活性化に関しましては、皆様から地域を担う後継者の育成や地域内、地域間の連携強化が必要になっているなどの意見がありましたことから、前期基本計画に引き続き、自治会への参加や地域を担うリーダーの育成に向けた、環境整備を図るとともに、新たに地域内、地域間の交流機関の創出を施策として掲げさせていただきました。

また、このニーズに応える市民活動の支援に関しましては、重点施策として位置づけさせていただいております。

続きまして、175ページをご覧ください。第2項 国際・国内交流と多文化共生の推進につきましては、施策の体系としまして、国際・国内交流の推進、多文化共生の推進の二つの施策内容に分かれております。

前期基本計画では、施策の内容が国際交流と国内交流と二つの施策としておりましたが、定住する外国人の増加に伴い、外国人住民と地域の日本人住民とのコミュニケーションの課題が大きくなっていますことから、後期基本計画では、多文化共生の推進を特出して、施策の内容に掲げさせていただいております。

具体的な施策の方向性につきましては、前期基本計画の点検結果にもありましたように、国際・国内交流における市民の関心が低いという課題がございました。このことから、友好都市交流や姉妹都市交流における市民レベルでの活性化を促進するとともに、特に国内交流におきましては、災

害時における協力体制なども見据えまして、あらゆる分野での交流を充実することといたしております。

また、多文化共生の推進に関しましては、情報提供や生活支援により、外国人住民をサポートとともに、外国人住民と地域の日本人住民との交流を促進するものとして、外国人住民へ日本文化や自治会の生活ルールを学ぶ機会を提供するなど、双方の交流を支援することといたしております。

続きまして、177ページをご覧ください。第3項 男女共同参画の推進につきましては、施策の体系といたしまして、あらゆる分野での意識啓発。そして、ワークライフバランスの推進と男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止の二つの施策内容に分かれております。

前期基本計画でも、ワークライフバランスに関する記述はございましたが、今回は計画案におきましては、やはり少子化対策というところでも大きな要素となっておりますので、ワークライフバランスの推進を特出しして、重点的に取り組むべきものとして考えて、挙げさせていただいております。

具体的な施策の方向性につきましては、住民意識調査の結果にもありましたように、男女共同参画に関する意識の市民の関心がとても低いという課題がございました。それから、あらゆる分野での意識啓発を施策の内容として掲げまして、市民や事業所を対象とした啓発と、職場や家庭、地域における啓発を施策として掲げまして、いわゆる点と面から攻める二つの視点から攻める啓発を行うことにより、施策の強化を図るとともに、男女共同参画の女性の登用を進めるものとして、本市自ら進める姿勢を示すものといたしております。

また、ワークライフバランスの推進と男女共同参画を阻害する、あらゆる暴力の防止につきましては、深刻化する少子高齢化への対策に期するという点からも、仕事と生活の無理のない調和を目指した環境整備の推進や女性のチャレンジ支援の強化を図ることといたしました。

続きまして、179ページをご覧ください。第4項 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進につきましては、施策の体系としましてユニバーサルデザインの推進、誰もが暮らしやすく、社会に参加しやすい環境の整備の二つの施策内容としております。

具体的な施策の内容につきましては、180ページをご覧いただきたいと思うんですが。施策の方向性につきましては、ユニバーサルデザインの推進体制としまして、今回、審議会委員としてもご参加いただいております、木下委員が代表を務められております、「UDまちづくりの会」さんをはじめ市内でユニバーサルデザインの啓発、普及向け活動している団体等で構成する、津市ユニバーサルデザイン連絡協議会というのを立ち上げておりますことから、同協議会の活動の支援を明記させていただきましたほか、ユニバーサルデザインのマニュアル作成により、連絡協議会との連携も踏まえた、各窓口や業務におけるUDの取り組みの強化を図ることといたしました。

また、誰もが暮らしやすく、社会に参加しやすい環境の整備につきましては、小学校などの公共施設におけるバリアフリー化を計画的に進めるだけでなく、民間施設等にもユニバーサルデザインやバリアフリー化を促進することを、新たに明記させていただきましたほか、イベントなどの催し物の会場や内容におきましても、誰もが参加でき、有意義な時間が過ごせる工夫や配慮を行うことを明記させていただいております。

以上で5－1 市民参加の促進の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

武田会長

どうも、ありがとうございました。それでは、「5－1 市民活動促進」の説明につきまして、ご意見とか、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしようか。

はい、どうぞ。

木下委員

失礼します。木下と申します。よろしくお願いします。多文化共生とか、このユニバーサルデザインのところでもそうですが、男女共同参画にもかかわることではあろうかとは思います。まあユニバーサルデザインのところ、ちょっとハードのほうが大きいなという感じがして聞いています。

つまり、結論から言いますと、こういった総合計画の審議会でもそうですが、外国人の方がこれだけ多く津市には住んでいながら、メンバーとして、委員として参加するという機会があまりにないという感じがいたしました。

ということは、やっぱり地域の中で、もともとそういうたもつと小さい地域の中で、外国の方が入っていただくということからはじめるのが、割りとすんなりいくのかなあと思います。結構、大上段に多文化共生でいろんなことを交流し合わないと、やはりちょっとしたことが、意識の違いから差別を生むとか、いろいろわかっていますが、こういったところに、そういう外国の方の住みにくさとか、そういうことが声として届いてこないので、私も、ちょっと誤解したことがあったんですね。

ブラジルの方とペルーの方の違いがわからなかつたことによって、ちょっと自分の中でも差別を発見したりとかですね。そういうことで、ある程度、津市に何年住んだ方でという条件は申し訳ないけど付くとしたとしても、本当の意味で、共生をする必要があると思うのであれば、そういう委員会にも女性ももっと参加する機会をつくっていただきたいということでした。

先ほど、梅本さんの報告の中には、確かに入ってはきてますが、もうちょっと外国の方の参加を、メンバーに入れていただけるような機会をつくっていただけたらと思います。

武田会長

そうですね。ありがとうございました。この件に関してでも結構ですし、ほかでもよろしいですが、何かご意見等、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

小泉委員

小泉でございます。ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のところの、「広報などの情報発信」というところですが、もう今、インターネットできるのは当たり前の時代になってまいりましたけれども、私ぐらいの年代の者だと、子どものころにはセーラー服を着ることさえタブーでした。アメリカの水兵さんの服だからという意味です。それで、英語の時間も非常に粗末な、あるにはあったのですが、もう形だけの英語教育でした。

私たちより、もう1つ上の年代にいきますと、「女性には学問は必要ない」といって、文字も読めない人もたくさんいたと思います。そういう世界の人たちが、まだ今、生きておられます。そうなりますと、この情報発信というのは、ごくわかりやすくしていただきたい通じない世界の人たちもいるということを、ご理解いただきたいと思います。

ましてや、英文字、英語の読めない人は、かなりあると思いますし、それから車の運転のできない女性というのも、私ぐらいの年代だと、かなりあると思います。そういうことも考慮していただいて、広報を作成していただきたいなと思います。

武田会長

ありがとうございます。ただいまご意見、外国人の方もそうですけど、

たしかに日本語が読めない方とか、そういう人たちもおられるし、いろんな方がおられます。まああまり画一的にはならない形での説明が重要になると思っております。

その件も含めまして、何かほかに、ご意見等、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

濱野委員

濱野でございます。男女共同参画、よく言われますけれど、今回の国会でも女性をだいぶ登用される形になっているし、それから、この審議会も少しはましでしたけど、女性が7人でしたからよろしいですけど。なかなか男女といいながら女性の参加が少ないような気がします。

178ページに、1の③で「職員意識向上と男女共同参画の視点に立った職員の登用」とあって、市役所の中でも男女共同参画の視点に立って職員は登用しています。女性の能力が低いとは思いませんが、そこにみえる幹部の方、全部男の方ですし。本当に、書く以上は、そこらはこれから頑張って、やっていただきたいと思います。

武田会長

ありがとうございました。私も大学に行っておりますけれども、大学も同じことを言いながら、男の職員がたくさんいるというのが現状で、なかなか改善されてないところです。

ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、今、出したご意見も踏まえて、事務局のほうで、またいろんな調整等をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、次の「5-2 市民との協働の推進」について、ご説明をお願いいたします。

事務局（梅本）

それでは、続きまして、失礼いたします。「5-2 市民との協働の推進について」、説明させていただきます。市民との協働の推進につきましては、市民と皆様と、行政との共存について、その取り組みの方向性等を掲げるところでございますが、市民主導の市政を行い、市民の皆様に頼りにされるためには、市民の皆様のいろいろなそれぞれの思いをよく聞き、そして、しっかりと受け止め、即座に対応する市役所づくりが必要であるとの考えによるものとなっております。

それでは、182ページをご覧ください。まず、第1項 市民との対話と連携の推進につきましては、施策の体系として、多様な媒体を通した広聴と積極的対話の推進、積極的かつ迅速な情報発信、即答、即応し、実現する市役所づくりの3つに分かれております。

まずは、市民の思いや要望等をしっかりと聞くこととして、多様な媒体を活用した広聴と積極的対話の推進を施策の内容として掲げて、アンケートや窓口だけでなく、市政相談員との連携など、さまざまな手法の活用によりまして、広聴機能の強化と、また、市長や職員が現場の生きた声をしっかりと聞くため、懇談会などさまざまな機会を創出することを掲げさせていただいております。

次に、市民との透明性のある情報共有をしっかりと行うため、市政に係るあらゆる情報をわかりやすく発信させていただくとともに、積極的かつ迅速な情報発信を施策の内容として掲げまして、広報誌やホームページにおけるデザインや内容の充実、多様な媒体を活用した情報発信、情報公開制度の充実を図ることといたしております。

そして、市民の皆様から受け止めた思いや要望は、決して言いつ放しや聞きっぱなしにせず、できるものから、すぐに実行することといたしまして、即答即応し、実現する市役所づくりを施策の内容として掲げさせていただきまして、職員の意識改革を行なって、全職員が一丸となって、課題

解決に向けた取り組みを進めること。

また、すぐにできるものとできないものを整理し、まずは市民の皆様や地域の方々に、その方向性をまずはお返しし、できることから迅速かつ着実に取り組むこととさせていただいております。

なお、この「即答即応し、実現する市役所づくり」につきましては、重点施策として位置づけさせていただいております。

続きまして、184ページをご覧いただけますでしょうか。総合支所による地域住民との協働につきましては、やはり地域づくりには地域特性を活用するとともに、地域住民のまちづくりに対する思いや要望をしっかりと受け止めることが必要であると考え、地域課題の解決に向けた機能強化、地域づくりの推進体制の強化、総合支所の特性を生かしたワンストップサービスの推進の3つの施策の内容で構成させていただきました。

具体的な施策の内容でございますが、次の185ページをご覧いただけますでしょうか。まず、地域課題の解決に向けた、機能強化といたしまして、総合支所が地域の代弁者であるという考え方のもと、地域の要望等をしっかりと受け止め、地域の立場に立って本庁と連携することといたしております。

次に地域づくりの推進体制の強化といたしまして、地域における住民の活動や話題の情報発信を行うとともに、地域住民が主体となる地域課題の取り組みや、イベント等の活動を支援することを明示いたしております。

そして、総合支所の特性を生かしたワンストップサービスの推進といたしまして、行政機能が、ある程度凝縮されている総合支所の特性を生かしまして、関連部署との連携強化による一元的な対応を行うこととさせていただいております。

なお、またこの「総合支所による地域住民との協働」につきましては、重点施策として位置づけさせていただいております。

以上で、「5-2 市民との協働の推進について」の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

武田会長

どうもありがとうございました。「5-2 市民との協働の推進」ということでございますが、市役所、総合支所とか、協力関係の話ですけれども、この件に関しまして、ご意見とかご質問等、ございますでしょうか。
はい、どうぞ。

服部委員

すいません。服部です。特に郡部の総合支所に関してですが、今、文化や歴史の継承を行なっている季節の変わりごとに事業をしていますが、その中で、事務局を持っているところや事務局を支所が持っていないところ、まちまちなものです。やはりこれから、事務局が持てるような、そういう組織というのが、少しずつなくなってくるような気がしますので、できれば、この1年をかけて、事務局は総合支所で持っていただくという方向にしていただければなと思います。

武田会長

このへんの意見は何かありますでしょうか。

事務局（梅本）

事務局を持つという意味も含めまして、この前の分科会のほうで、服部委員のほうから、総合支所の職員はもっと地域に入ってというご意見もいただきましたので、今回、この2の地域づくりの推進体制の強化という中の、特に2つ目の項目ですね、こちらのほうで、これを明記させていただいたということでございます。

服部（基）
委員

では、その支援というのは、そういうことだと理解していいですね。もう来年から進めるということですか。

事務局（梅本）

事務局をどういう持ち方ということは、その地域それぞれであるかと思います。市民主体のところであると、持ちつ持たれつみたいなところはありますので、それは全く手を付けないというわけではなくて、もちろん行政側は市民の方と進めるのが一番良いと考えます。体制とか連携の中で、きちんと地域に入っていくということを明記させてもらったということです。

服部（基）
委員

実行委員会というのはね。おそらく、どのところにも設けられておって、それはそれでいいと思います。ただ事務というより、雑務ですかね。あるいは実行委員会を、「じゃあ、いついつに開きますよ」と。では、その通知を出したり、出欠をとったり、そういうことを総合支所でできないかって言っているんです。それが、支援だと理解してよろしいですか？

政策課長

政策課長でございます。それぞれ、今、おっしゃっていただいている内容というのは、よく担当のほうから伺っていますので承知しております。この場で、このイベント全部、それぞれのすべての実行委員会のいわゆる事務局を総合支所なり本庁なりで全部持つという、明言するのはなかなか難しいところもございます。要は今、それぞれの実行委員会、いろんなものがあると思いますが、その中で、本当に求められていることが何なのということを、きっちと団体の方とお話をしたうえで、それが、もうちょっと事務局がなかなか難しくて、これだけ何とか市のほうでできないかとか。いや、それはできるけれども、当日、人手が足りないので、手伝ってくれないかとか、手伝ってというか一緒にやらないかとかですね。そういうこともろもろ、個々の状況によって、ご協議をしたうえで、必要な、お互いが役割分担できる形を目指していくということでございますので。

今、津市はいろんな実行委員がありますけれども、この場で事務局を行うことや、ここに書いてあるから全部できるということではないです。必要であればというご協議をしたうえで、一つひとつ一緒にやっていって、それがひいては地域の振興であったり、市全体の活気につながればいいなという思いです。「それはもうできません。」という体制では駄目ですよということを、ここできちっと明記させていただいて、そういう意味でございます。

服部（基）
委員

わかりました。今まででは、ありがたかったと思っています。でも、雰囲気として職員は手を離そうと、私らの名前も載せてくれるなという話だったです。実行委員会のその中身に。ですから、協議をしていくという方向で言っていただくというのは助かるのでありがたいですけれど。総合支所の中によっては、そうではない、こうであるというのが、わかっているじゃないですか。

ですから、すぐにとは言いませんけれど、1、2年かけて、総合支所さんのほうで、事務のほうは持っていただけたらと思うので、まあその地域で話をしてということならそれで結構ですので、すいませんでした。

武田会長

ありがとうございました。では、ほかにございますでしょうか。では、お願ひします。

木下委員

一つ質問を聞いたうえで、意見を出したいと思いますが、183ページの一番下の「さまざまな角度からアプローチします」という、このネットワークを活動するのに、さまざまな角度という、この「さまざまな角度」は、今、考えられるものでいえば、どんなものがあるのでしょうか？

事務局（梅本）

その課題を解決するには、もちろん行政が主導でやっていかなければな

らないというところではあります。それではないとできないというところでありますでしょうし、もちろん市民の方々のお力をいただかないといけないというところもありますでしょう。

たとえば、各団体さん同士と、ある団体さんはこういう特徴がある、こういう特技がある、「この団体さんは、こういう特技があつてこういうことができる」というところをうまく補完し合えるようなことですが、ネットワークを活用するというのはこういうことです。そういったところの行政とその対当事者というだけではなくて、またネットワークといいますか連携を通じて、第三者の方のお力を借りるようなアプローチからも、課題解決に向けて、あらゆる手段を使って課題解決に取り組んでいくということを掲げさせていただいたところでございます。

木下委員

団体等は、なんらかの形で結構、いろいろ意見、提言できる機会がありますが、たとえばちょうど子育てをしているお母さんが、結構、一人でおうちにおつたときに、自分が日頃いろいろ思っていても、なかなかそういう機会に恵まれないとか、ちょっと時間的にも無理だという場合に、ある市町の取り組みがあります。先ほど小泉委員さんのお話の中にもありましたけれど、それはもちろんネットワークといってすぐパソコンをやるかどうかという、単純なことではないんですが。

割りと比較的、ネットを携帯含めて気楽に扱われる世代でもいらっしゃいますから、そういった外との交流がなかなかとれない場合に、市役所とのホームページを使ったネットでやりとりして、意見をすぐ出して、それこそすぐ即答をもらえるということに反応している市町があります。

つまり、最近、市長の動画が流れたりして、いろいろな会議をやっているときに、ネットで流してくれたりもしていますので、要はケーブルや動画やスマートフォンとか、いろんな方法があると思います。それから、若い世代がなかなか外に出てこれないのでFACEBOOKを使ったり、SNSもうまく使う、声を出していきにくい女性の世代も、そういう方法があれば、非常にいい機会になりますので、そういう手法も考えていただきたいです。

もちろん、そういうものを全く扱わない世代もいらっしゃるし、それから若くたって、そういうものを扱わない方もいらっしゃいますので、当然、フェイストゥーフェイスも、もちろん大事かと思いますが、そういう意味の「さまざまな角度」かと私は思いました。ぜひ、そういったことで、孤立している個人という者もありますので、決して対応できないわけではないので、今の時代に即応できるものをうまく使って、本当に即答できることを、推進していただきたいと思います。

武田会長

ありがとうございました。北村委員、何か。

北村委員

私が一つは言いたかったことを木下さんが言ってくださいましたが、やはり今は若者の意見、まちづくりにはこれから、ますます必要になってくると思いますので、そういう大いにネットを活用した、意見の集約みたいなことを、ぜひ、やっていただきたいということが一つでした。

それから、もう一つ、私が気になったのは、市民との対話の連携の推進というところです。実は先達の、今度、新しい施設、リサイクルセンターと環境学習情報センターというようなものが建つという、何年かあとに建つということですが。実は、私どものほうも市民エコ活動センターという立場上、市民が使いやすいものを、税金の無駄づかいにならなくて、市民が本当に使い勝手のいいものをということで、いろんな広く意見を集約したものを持ち言させていただけてきたにもかかわらず、この間、青写真を見

せていただいたら、それが何も反映されていなかったということで、がつかりしております。

もっともっと、そういう新しい施設等をつくる場合の広く意見交換できるような機会を設けていただきまして、ぜひとも、そういった市民の意見を取り入れたものをつくっていただきたいと言わせていただきます。

武田会長 ありがとうございます。よろしいですか、事務局のほう、何かコメントございますか。よろしいですか、何かありましたら。

事務局（梅本） そういう面も含めまして、今後、後期基本計画のほうでは取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

武田会長 ありがとうございます。何かほかに、ございますでしょうか。

それでは、全体、この「参加と協働のまちづくり」ですけれども、5番目の項目ですけれども、その全体でご意見等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。では、次の項目としまして、重点プログラムについて、審議に移っていきたいと思います。事務局のほうから、ご説明お願ひいたします。

事務局（濱田） 濱田と申します。よろしくお願ひいたします。座って、ご説明をさせていただきます。

それでは、重点プログラムについて、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、計画案本冊の29ページ、重点プログラムの体系図をご覧いただきたいと思います。この重点プログラムにつきましては、基本構想におきまして、まちづくり戦略プログラム、元気づくりプログラム、地域かがやきプログラムの大きく3つのプログラムに位置づけをされています。

まず、「まちづくり戦略プログラム」と「元気づくりプログラム」でございますが、この2つのプログラムにつきましては、これまで、すでに委員の皆様にご審議をいただきました、5つの目標別計画に掲げました施策のうち、それぞれの目標別計画で設定いたしました、43の重点施策を体系に沿って整理をいたしまして、その目標別計画の原本そのままを記載し、再掲をした形になっております。

恐れ入ります。少し飛びますが、本冊の209ページをご覧いただけますでしょうか。こちら、地域かがやきプログラム。こちらにつきましても、基本構想におきまして、このエリア図にございますとおり、東部エリア、これは津地域・久居地域の東部、河芸地域・香良洲地域となっております。あと北部エリア、芸濃地域、美里・安濃地域。そして、中部エリア、久居地域西部、一志・白山地域。そして、南部エリア、美杉地域。この4つのエリア区分に分かれています。

それぞれのエリアの特性や資源を生かして、個性が輝く地域づくりを進めて、エリア間の役割分担のもとに、互いに補完しあうことで、全体としてバランスがとれた地域づくりに取り組むこととしておりまして、これまで、各地域審議会でのご意見を踏まえたものにもなっております。

それでは、3つのプログラムについて、それぞれご説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、まちづくり戦略プログラムと元気づくりプログラムに位置づけております各施策につきましては、すでに各目標別計画でご審議をいただきました施策を再掲したものでございますので、その施策内容のご説明は省略をさせていただきまして、体系の整理の考え方について、ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

すいません。再度、29ページに本冊にお戻りいただけますでしょうか。まず最初の1番、まちづくり戦略プログラムにつきましては、未来を開く都市空間の形成や自然の恵みである山・海・川といった自然環境、また持続可能な市街地形成や歴史と文化の拠点づくり、健康づくりやスポーツの拠点となる公共施設などをまちづくりの資源として捉え、その魅力や価値を高めていくことで、県都としての魅力と求心力の向上を図ることといたしております。

その表にございますとおり、1-1 未来を開く都市空間形成プログラム、1-2 自然の恵みの価値創造プログラム、1-3 海に開くまちづくりプログラム、1-4 持続可能な地域形成プログラム、1-5 歴史と文化の拠点形成プログラム、1-6 健康とスポーツの振興プログラム。この6つのプログラムで構成をいたしております。

また、具体的な取り組みということですけれども、43のそれぞれの目標別計画の重点施策のうち、20をそれぞれ体系図の一番右側の欄になりますけれども、このような形で、それぞれ整理をいたしております。

たとえば、一番最初の1-①未来を開く都市空間形成プログラムにつきましては、都市核の整備、副都市核の整備、新都心軸の形成、産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開、JR名松線復旧プロジェクト、この5つを取り組み内容といたしております。

なお、そのあとの1-②の自然の恵みの価値創造プログラム、この以降についても、同様の整理をさせていただいております。

今、申し上げました内容を整理いたしましたのが、恐れ入りますが、187ページをお開きいただきたいと思います。この187ページから192ページにかけてございまして、それぞれ、先ほど申し上げました具体的な取り組み施策が記載されております。

そして、最後の部分にその施策が5つの目標別計画の何ページに掲げられているかというところで、わかりやすいように記載をさせていただいております。

恐れ入ります。最後、29ページへお戻りいただけますでしょうか。次に、2つ目の大きなプログラム、2の元気づくりプログラムでございます。これは住みやすさの向上を図りつつ、元気な人づくりなど、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりの推進。また、若者定住や交流の推進、そして、津らしさを市民に実感していただくことで、地域活動の活性化とつながりの輪を広げ、元気な暮らしづくりと地域力の向上に結びつけていくこととしております。

2-① 住みやすさ向上プログラム、2-② 元気な人づくりプログラム、2-③ 若者定住プログラム、2-④ 交流による活力創造プログラム、2-⑤ 津らしさ実感プログラム。この5つのプログラムで構成をし、体系図の右側の欄にございますとおり、目標別計画に位置づけました23の重点施策をプログラムの内容を踏まえ、整理をさせていただいておりまして、本冊では、先ほどの192ページ、193ページから208ページにかけて、同様な形で施策の具体例を記載させていただいております。

最後に、最後に地域かがやきプログラムでございますけれども、これは特色ある地域振興を目的としております。基本的には、前期基本計画の施策を継続した内容が主なものとなっておりますが、地域のみならず、全市的に取り組むべき内容もございますことから、目標別計画において掲げられている施策もございます。

まず、3-① 東部エリア。「キラリと輝く人づくり、まちづくり」ということで、こちらは津地域。先ほど申し上げました久居地域の東部、河芸・香良洲地域にかかる地域づくりについてでございます。内容といたしましては、拠点を生かした地域づくり、社会を担う人づくり、地域連携によ

る交流の推進に向けた取り組みを行うことといたしております。

次に、3-② 北部エリアは、「都市や自然と共に存するふれあいの里づくり」ということで、地域といたしましては芸濃・美里・安濃の地域振興にかかる地域づくりについてでございます。内容といたしましては、スポーツ・レクリエーション活動等の促進、地域資源を生かした活力の創造、自然と親しむ環境づくりに向けた取り組みを行うこととしております。

次に3-③ 中部エリアになると、「ぬくもりの郷（さと）づくり」ということで、久居地域の西部、一志・白山地域の地域振興にかかる地域づくりの内容となっております。取り組みといたしましては、温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ、食のブランド化、地域力の再興に向けた取り組みを行うことといたしております。

最後に3-④ 南部エリア。「健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり」ということで、こちらは美杉地域にかかる地域づくりについてでございます。健康で元気な人づくり、自然の恵みの価値創造、歴史と文化の拠点の整備に向けた取り組みを行うことといたしております。

この内容の整理をいたしましたものが、本冊では209ページから219ページにかけてでございます。

なお、この地域かがやきプログラムにつきましては、各地域審議会におきましても、これまで大変、ご熱心にご議論をいただいておりまして、委員の皆様ご承知のとおり、各地域審議会の会長から当審議会の会長宛に、ご意見・ご提言を9月にも頂戴いたしておりますし、また本日も、このあと答申に向けてのご意見・ご提言についても、ご発表いただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、重点プログラムについてのご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

武田会長

どうもありがとうございました。重点プログラム、3部構成になっておりますけれども、その構成と因子と中身について概略、ご説明をいただきました。

この件、何か全体を通して、ご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。小泉委員、よろしくお願ひします。

小泉委員

小泉でございます。今、私、伊勢自動車道を通ってこちらへ来ましたが、久居から津までの間のところに「鹿出没 走行注意」という電光板が出ていたんです。こんなところに鹿が飛び出してこられたら、これはどうなるんだろうと実際に思いました。

伊勢自動車道だけではなくて、私、白山町に住んでおりますけれど、相当ひどいですね、鹿の被害というのは。それで、お隣がずっと家にぐるりと網を張られたんです。だから、お隣さんと会話をするのも、網ごしで会話をしなければならない。檻の中に入間が住んでいるというような感じです。

猟友会のほうも高齢化によってメンバーが減っているということを伺っておりますけれど、もう少しそとの調整ができないものかなと思います。

本冊の189ページのところです。この「猟友会との連携」というところ、もう少し強調していただけたらと思って、ご意見を述べました。

武田会長

ありがとうございました。三重県は獣害が非常に多いと聞いております。私ども大学もいろいろやっておりますけど、なかなか大変なところがあるみたいです。今のご意見について、よろしくお願ひします。

ほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

濱野委員

193ページ、「新斎場の整備」ですけど、市のはうとしては、この間も少し見せていただきましたけれど、ゆくゆくは、これは津市に一つにする予定ですか。それが一つ聞きたいこと。

聞くところによりますと、いい斎場ができますが、中勢バイパスからは入れないという話が出ていますけど、そこらはどうなっているのでしょうか教えてください。

武田会長

事務局、いかがですか。

政策課長

すみません。まず、1点目の斎場をこれ一つにするのかということでございますけれども、そういう形を将来に向けての形では、たしかなかつたと思います。幾つかのエリアに分けて、今回の整備は、老朽化したそれぞれの地域の斎場がありますので、それをある意味統合しつつ、よりよいものにしていくという、それが一つあります。

それで、それぞれのエリアには、やはりたとえば美杉にも幾つかのもともとのまちの構成、美杉として合併したときの構成の単位ごとにありますので、そういうものも老朽化しておる中で、エリア、エリアで、それぞれで考えていくという、考えの中の一つであります。

それから、確かに中勢バイパスから直接入る道というのは、今のところないという形でございます。ただ、前の半田の来る道ですね。あの二重池の前を通って、あそこから入りやすくするような道路整備というのは、設定は考えられているというところでございます。

濱野委員

今のところで、今日安濃の方や美里の方もいらっしゃると思いますけど、北部エリアの人はだいたいあの半田の斎場へ、皆さん持っていくかれていると思います。ここをこれからも利用すると思いますが、中勢バイパスから入れなくて今までの道を通るなら、せっかくいいものができても同じような気がしますので、なんとか中勢バイパスから入れる形をお願いしたいです。

政策課長

道路整備は非常に大きな話なので、わかりましたというのも、ちょっと言いづらいところもあります。たしかに利用の利便性とかですね。当然、地元の方も、といった中で渋滞するとか、駄目やといういろんなお話を伺った中で、ひとつ改善すべき道を整備していくというような形でございます。

あのエリア全体の道路整備にもかかわってまいりますし、中勢バイパスが26年、7年に全部開通したときに、そこへ向けて165号から入りやすく道を整備してよとか、県道であったりします。そういう諸々の整備を進めていく中で、全体として通りやすさとか、混まないとか、といった形を今、考えておる状態でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

武田会長

よろしいですか。なかなかそこは、即答はできません。

濱野委員

たぶん、田舎のほうに斎場はあるけれども、今は年に1軒するか2軒しないぐらいで、みんな半田へ行っています。せっかくいいのができても、同じです。あの道を通って行くのなら。よろしくお願いします。

武田会長

はい。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、もし、ございませんようでしたら、この議論はここで終了させていただきたいと思いますが、前回と同じように意見表を添付しておりますので、もし、お気づきのご意見、計画に対するご意見・ご質問等、ご

ざいましたら、また提出をしていただければと思います。
意見表ですけれども、1月9日までに提出してくださいということですので、どうかよろしくお願ひいたします。

では、ここで少し休憩を取りたいと思いますので、あの時計でだいたい10分ぐらいとりたいと思いますので、50分からスタートしたいと思います。では、どうも、ここで休憩に入りたいと思います。ありがとうございます。

(休憩)

武田会長

それでは、2時50分になりましたので、会議を再開したいと思います。事項書に従いまして、事項書の3の項目ですが「津市総合計画後期基本計画に係る各地域審議会からの意見について」ということで、議題を進めていきたいと思います。

この審議会ですけれども、この審議会の審議と並行しまして、10の地域ですけれども、そこの地域審議会におきましても、事務局から提示されました後期基本計画案について、地域の現状や課題をベースに審議を行なっていただいております。

本日は、これらの10の地域審議会において審議されました後期基本計画に対する各地域のご意見についても、当審議会において発表していただきたいと思います。

それで、ここでは各審議会からの代表の委員の方がいらっしゃいますので、それぞれ発表していただきたいと思います。資料2ですけれども、それに沿って発表していただきたいと思います。

順番ですけれども、津、久居、河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山、美杉の順でやりたいと思いますので、それぞれ席から、ご発表をいただければと思います。

それでは、まず、津の地域審議会から南野委員、よろしくお願ひいたします。

南野委員

津地区地域審議会の南野でございます。よろしくお願ひいたします。
津市の総合計画審議会の会長宛に3枚、5ページの資料がございますので、まずはご確認をしていただきたいと思います。

まず、津市総合計画後期基本計画案につきまして、津地区地域審議会において審議をさせていただきましたところ、概ね妥当であるという結論に至りました。審議の過程で出されました意見、提言につきまして、取りまとめて当審議会に提出させていただくものであります。

内容につきましては、別添資料を参照していただきたいと思いますが、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

後期基本計画案に追記修正いただきたい点については、3点ございます。まず、申し訳ないですが5ページを最初にめくっていただけますでしょうか。

1点目はまず、「津地域が望む将来像」についてであります。こちらは9月25日付で提出させていただきました、意見・提言を、そのまま記載をしていただいているわけですけれども、今回、追記依頼という形で提出をさせていただきたいと思います。内容・理由につきましては、時間の関係で、後ほど読んでいただきたいと思います。

2点目につきまして、1ページ目の2-1でございます。こちらは、目標別計画の施策内容、森林の保全と活用につきまして、意見・提言書に記載した理由から、内容を修正していただきたいと思います。

3点目につきましては、3ページの2(9)のところでございます。同

じくこの目標計画の施策内容、男女共同参画の推進につきまして、意見・提言書に記載しました理由から、内容を追記していただきたいと思います。

その他といたしまして、まちづくりの基本的な考え方及び、目標別計画に記載された上水道、簡易水道の整備、安全で安心して暮らせるまちづくり、高齢者福祉の充実、学校教育、文化芸術活動の充実、青少年の健全育成、農業の振興の7つの項目につきまして、意見・提言書を記載させていただいた内容を考慮し、施策展開をやっていただきたく思います。

以上でございます。

武田会長

どうもありがとうございました。あとで、まとめて議論したいと思います。

続けて、それでは久居地域審議会から大幡委員、お願いいいたします。

大幡委員

久居地域審議会の大幡でございます。ちょっとご説明させていただきます。ページとして、紙の枚数としましては3ページまで、ということで提言させていただいております。あと別紙としまして2枚あります、計5枚の紙でございます。

津市総合計画後期基本計画案に係る久居地域審議会の意見・提言についてご説明いたします。

当審議会から津市総合計画後期基本計画に係る意見・提言について、当審議会で慎重に審議を行った結果、概ね適当であるとの結論に至りましたが、市民の過程で出された意見・提言について、目標別計画について、3点、重点プログラムについて2点、次のとおり取りまとめましたので、市長への答申にあたっては、この内容を十分尊重していただきますよう、お願いをいたします。

まず、目標別計画についての意見・提言といたしまして、一つ目は、まちづくりの目標の「4 活力のあるまちづくり」に関し、「4-2 交流機能の向上」に係る基本政策の「第1項 都市機能の整備」の施策内容である（2）交流拠点の整備の②副都市核の整備に係る施策について、でございます。副都市核の整備にかかる施策についてでございます。

久居地域の中心市街地の活性化、商店の活性化については、これまで商業振興を中心に進められてきましたが、商業の活性化だけでは中心市街地の活性化は困難との意見や、空き家の問題、空洞化の問題等もあり、地域振興という観点で、改めて取り組みができないかというご意見をいただいております。

現在の記述だけでは、久居駅東にハード整備をするだけで終わりかねないというような印象がありますので、ソフト面も含めた積極的な取り組みが進められるような記述がされればと考えています。

2つ目としましては、まちづくりの目標の「5 参加と協働のまちづくり」に関し、「5-2 市民との協働の推進」に係る基本施策の「第1項 市民との調和と連携の推進」の施策内容である、「(3) 即答・即応し実現する市役所づくり」に係る施策についてで。

即答・即応し実現する市役所づくりという反面、行財政改革の推進による健全財政の確保において、定員管理の適正化、職員数2,500人体制が掲げられております。「相反することが実現できるのか、危惧される」とのご意見があり、総合支所における地域住民との協働において、地域拠点である総合支所の果たすべき役割が非常に大きいと考え、提言させていただきました。

3つ目としましては、防災の関係ですが、これは次の重点プログラムのワークライフバランスの推進とともに、男女共同参画の推進に係る意見・提言です。

まちづくりの目標の「2 安全で安心して暮らせるまちづくり」に関し、「2－1 安全なまちづくりの推進」に係る基本施策の「第1項 終わりなき防災施策の強化の推進」にあたっては、自主防災力の強化にあたっての地域の活動基盤となる各地域の自主防災組織にあっても、多様な意見を活動に反映させていくためには、男女をはじめとするあらゆる世代の参画を促進する取り組みを進められたいと考えています。というようなことで、女性の自主防災組織への参画ですね。

続きまして、重点プログラムについての意見・提言といたしましては、1点目が重点プログラムを元気づくりプログラムにおける「③ 若者定住プログラム」の施策「ワークライフバランスの推進」について、子育て世代を対象とした子育てをしやすい社会づくりを目指した取り組みと考えますが、施策の推進にあたっては子育て世代だけでなく、様々な人生の段階に応じた取り組みも併せて推進していただきたいと思います。

最後になりますが、重点プログラムの「地域かがやきプログラム」における、「①東部エリア」及び「③中部エリア」の施策の推進に対する意見ということで、当審議会の前期基本計画における事業評価結果や後期基本計画においての審議を進める中で、既存事業に関しては旧市町村の時から行なっている事業もあり、当審議会では、コメントしにくいというような意見がありましたので、地域かがやきプログラムの新たな定義付けにつながるような整理ができないかということを考え、エリアごとの事業案を、1、2、3の3つに分けて整理いたしました。

①としましては、新規事業、新規提案事業について、当審議会において新規が提案された事業で、後期基本計画期間中に、今から5カ年ですね、後期基本計画期間中に着手を図りたい事業ということを目標として掲げて、今後5年間で実施していってほしい事業としました。

2番目としまして、既存の補助事業を活用し、実施を検討された事業ということで、従来の地域かがやき事業は、市の予算のみで位置づけられたもののみ地域かがやきプログラム事業としてきましたが、たとえば地域で活動される団体が宝くじ事業、また緑の募金公募事業など、既存の補助事業等を活用して、地域の活性化のために取り組む事業も、地域かがやきプログラムの事業として捉えてよいということではないかということです。

3番目としまして、前期基本計画期間中から継続の事業は、地域かがやきプログラムの主旨に照らし、今後一般予算への移行や事業成果に応じた取り扱いを検討されたい事業です。

サマーフェスティン久居や、久居祭りなどは、たしかに地域が輝くための取り組みではありますが、一地域だけのものではなく、今や津市全体、津まつりとか、津の花火ですね。あれと同じく、今や都市全体の規模ではなく、地域かがやきプログラムから一般の各所管の予算への移行や、他の事業におきましては、事業の成果を検証し、目的達成の精神など、事業の成果に応じた、事業の整理が必要ではないかということです。

各事業の詳細につきましては、別紙をご覧いただきたいと思いますが、今後、地域かがやきプログラムの施策の推進に当たりましては、以上の意見・提言を参考にされ、真に地域が輝くための取り組みを推進されるようお願いいたします。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

どうもありがとうございました。続きまして、それでは、河芸地域審議会から、篠木委員、よろしくお願ひいたします。

河芸地域の篠木です。資料2－3、1枚ものです。それでは全部、読ませていただきます。時間もそんなにかかりないと思います。

武田会長

篠木委員

津市総合計画後期基本計画案に係る意見・提言について、津市総合計画後期計画案について、当審議会で慎重に審議を行った結果、概ね適当であるとの結論に至りました。

なお、審議の過程で出された意見・提言について、下記のとおりまとめましたので、同計画に係る津市長への答申にあたっては、この内容を十分尊重していただきますよう、お願ひいたします。

1 地域からの意見の尊重について。津市総合計画後期基本計画における施策の推進にあたっては、基本構想策定時における当地域審議会の答申を含め、地域の意見を尊重し、施策を推進されたい。

その理由。その津市総合計画については、平成20年3月の基本構想の策定にあたり、当審議会からも平成20年1月9日に津市長に答申がなされています。構想策定時の答申と併せて、このたび後期基本計画の策定においても、出された審議の意見を尊重されるとともに、それぞれの意見に対して各施策における実績を示されつつ、施策を推進いただきたいため。

2 効果的な計画の推進について。津市総合計画後期基本計画における施策の推進にあたっては、それぞれ明確な目標を高め、効果的な推進を図られたい。

津市総合計画後期基本計画は、その計画期間が平成25年から平成29年までとなっています。計画期間内で、個々の施策を推進するにあたり、事業効果や費用対効果、結果の検証などを、効果的な施策の推進を図るために、数値など明確な目標を挙げたうえで、事業を推進していく必要があるため、以上をこのように答申させていただきます。

武田会長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、芸濃地域審議会から、濱野委員、お願ひします。

濱野委員

芸濃地域審議会の意見でございます。津市総合計画の後期基本計画については、当審議会で慎重に審議を行った結果、市民にわかりやすく、身近にいただけるよう、少し固有名詞を挙げ、具体的な記述が望ましいという結論に至りました。

なお、審議の過程で出された意見・提言について、下記のとおりまとめましたので、同計画に係る津市町への答申に対して、この内容を十分に尊重していただきますようにお願いいたします。

目的別計画について、少しだけお話させていただきます。その中の「安全・安心して暮らせるまちづくり」についてでは、自主防災の強化について組織強化、活動支援等の施設が計画されていますけど、より効果の高い取り組みを実施されたい。

それから、治水対策の推進については、適切な維持管理の促進が計画されていることから、特にこの地域、浚渫のほうを進めていただきたいということです。

それから、高齢者の福祉の充実については、高齢者が安心して生活できる地域社会の推進が計画されていますが、関係諸団体への一層の連携について、進めるようお願いしたい。それから、障がい者福祉の充実については、自立と社会参加の促進が計画されていますから、そういう施設整備についてお願いしたい。

それから、子育てに対しては、地域の子育て支援センターの実施箇所の増加をお願いしたい。それから、「豊かな文化と心を育むまちづくり」に関しては同じように、子育て支援の推進に対してござりますけれど、津市独自のこども園の設置が計画されている。それから、早急な施設の整備を進めてお願いしたい。

それから、最後に生涯学習の推進については、学習施設の整備・充実が

計画されていますけれど、地域の要望を踏まえて効果的な活用を進めるようにお願いしたい。

それから、最後にもう一つは、歴史的資源の保存と活用については、歴史資源の保護が計画されていますけど、本市には唯一の国の登録の有形文化財があります。こちらは、なんとか保存が望まれる形をお願いしたい。

活力あるまちづくりについては、農業の振興については農地の保全対策が計画されていますが、中山間地域については、現状を踏まえて進めるようお願いしたい。農業の振興、林業の振興については、どの地域も問題ですけど、獣害対策の推進が計画されていますけど、本当に有効な対策をお願いしたい。

道路ネットワークの整備については、体系的な道路網の整備が計画されていますが、現状を踏まえて、私たちの関線の整備ほうをお願いしたい。それから、公共交通の充実については、コミュニティ交通システムの整備が計画されていますが、より本当に安全・安心な移動手段としてお願いしたい。公共交通の充実について、これから、リニアのいろんな問題がありますけど、この件についても、実現に向けて積極的に進めるようお願いしたい。

観光については、見所の大変魅力あるところがありますけれども、駐車場等、来訪者の利便性に配慮した整備が計画されていますけど、駐車場のほう、お願いをしたい。同じく観光について、来て楽しめる組織（仕組み）づくりとして、アクセス道路の整備充実をお願いしたい。同じく観光で、これから時代ですもんで、仕組みづくりとか、体験型プログラムの創出等の支援を、これから計画していますけど、積極的に進めるようお願いしたい。

それから、総合支所による地域住民との協働については、地域課題の解決に向けて機能強化が計画されています。本当に、地域の声を受ける体制づくりをお願いしたい。

重点プログラムについては7点ありますて、まちづくり戦略プログラム、産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開につきましては、中勢北部サイエンスシティにおける企業誘致を踏まえ、この芸濃インターを含めての情報発信をお願いしたい。

それから、歴史と文化拠点づくりについては、先ほども出ましたように旧明村役場庁舎の保存活用について、本当に唯一の、津市における唯一の登録有形文化財ですので、早急な本当に保存をお願いしたい。

災害に強いまちづくりについては、私たちのほうの川、中ノ川体系のほうも、水系のほうも大変災害が多いですので、そこらを含めてお願いいたします。

それから人々が行き交う津づくりについては、県道津芸濃大山田線はもちろんですけれど、県道柚木越線ですか。芸濃のところから名阪へ抜ける道への整備のほうの拡幅もお願いしたい。

それから、元気づくりのなかで「人々が行き交う津づくり」の中で、先ほどもありましたように、せつかくの施設があります。石山公園など駐車場を拡大整備でお願いします。

それから、「元気づくりプログラム」の中での「即答・即応し実現する市役所づくり」につきましては、職員個々によるスキルアップも施設に追記していただきたい。

それから、北部エリアの都市や自然に協働するふれあいの里づくりについては、人的資源のネットワークの拡大を追記していただきたい。

以上でございます。

武田会長

はい、どうもありがとうございました。具体的な名前を挙げて、それも

大事だと思います。ありがとうございました。

それではその次、続きまして、美里地域審議会から、服部様、よろしくお願ひいたします。

服部（勝）
委員

では、説明させていただきます。美里については3点ほど述べたいと思います。この記載について、ぜひしていただきたいと思います。読ませていただきます。

津市総合計画（後期）基本計画案について、当審議会で慎重に審議を行った結果、概ね適当であると結論に至りました。なお、審議の過程で出された意見・提言について、下記のとおり取りまとめましたので、同計画に係る市長への回答（答申）にあたっては、この内容を十分尊重していただきますよう、お願ひします。

「第2章 目標別計画」参加と協働のまちづくり、市民との協働の推進の第2項について、本項はいわゆる旧津市以外の地域づくりに関して、特記していただいて評価しておりますが、市民と行政が同じ方向を向き、互いの役割のもと、地域づくりを行なっていく方向であるならば、同項の項目について、「第2項 地域住民との総合支所との協働」などの表記に改めていただきたい。

理由につきまして、原案は総合支所単位で地域づくりを想定したものと考えられますが、原案の表記でありますと、総合支所主体の地域づくりであると受け取られる可能性があり、地域住民の自発的・自主的な地域づくりの活動に対する思いを失わせる要因になり得ると考えられます。

施策内容について、地域づくりの推進体制の強化の中に、推進体制強化の一つとして、地域の課題解決に向けた地域住民との対話の場を尊重、創出することについて、しっかりと位置づけ、明確に記述していただきたい。

理由。社会経済状況の変化などに合わせて対話の場を創設するなど、地域の声を広く聞き取り、ともに議論を行なっていくための仕組みが必要であると考えられるため、地域づくりの推進体制の強化の中に、「地域における住民の活動や会話（話題）を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取り組みやイベント等の活動を支援します」を、「市民との行政が同じ方向を向き、お互いの役割分担のもとで地域づくりを行なっていく施策を踏まえ、地域住民が主体的に行う活動や地域の課題の情報発信を支援するほか、地域住民と行政のお互いに役割分担のもと、地域課題への取り組みやイベント等の活動を協働して行います」などの記述に修正していただきたい。

理由、原案の表記であると、市民と行政の協働の意味合いが薄いと感じられます。協働に対する行政の積極的な姿勢が伝わりにくいと考えられるため、行政側が市民と協働に積極的に関わっていただくことが期待したい。以上です。

武田会長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、安濃地域審議会から石見委員、お願ひします。

石見委員

前の部分は、ほとんど皆さんと同じですので、省略させてもらいます。
3つについて、提案させてもらいます。

一つは、森林のことですけれども、第2項 良好的な景観の形成ということで、森林・森林景観の安全、保全と活用に挙げられておりますけれども、林業とか大規模な森林の捉え方をしてもらっておりますが、私たちの子どものときに遊んだ里山の保全について、また、それから災害に直接かかわる里山の保全について、どう取り組んでいくのかを施策として追記していただければと思います。

それは、私たちの生活には直接、水や空気を、私たちの命を育む大切なものであるわけですが、最近は、それが荒れたままに、荒廃したままになっていたり、減少していくことがありますので、そういう里山というふうなもの。これは安濃町だけではなしに、北部エリア及び山間部を持つ南部及び久居西部のほうは、そういうふうな考え方をお持ちではないかと思いますけれども、そういう意味でも、里山を住民のまちづくりに生かしていくという観点からも、里山の重要性を取り組んでいただきたいということです。

次、2番目ですけれども、「生きる力を育む教育の推進」ということで、私たちは子どもたちが地域で学んで地域で育っていくわけです。その中の地域の特徴、特色を明確にしたり、地域の歴史や伝統などを明確にして、郷土について考える取り組みを進めていきたい、進めていってほしいということです。

安濃地区でも非常に、いろんな歴史的な遺跡や古墳があるわけですが、それを含め、それから文化も含め、そういうことから考えて安濃地区の課題を学び、安濃地区のことをよく知って、そこに育つというふうな教育を進めていただければと思います。

それから、3番目、「生涯スポーツ社会の実現」ということで、特にスポーツ施設の整備ということですけれども。新しくメッセウイングに大きな施設ができるわけですけれども、その比較的サブ的な存在として安濃町の施設が活用されると。中央総合公園内の運動施設などが活用されていくと思うんですけれども、そういうふうなことを連携させながら発展させていくということです。

前の前期のときに出していただいた、総合スポーツ施設の計画が皆さんに徹底していないので、もう少しPRをして、それから安濃町のサービス施設を活用していただくにしても、どのような基本的な市全体の中で安濃町はどのような役割を果たすのかというふうな構想を位置づけていただければ、ということを話題になりました。以上です。

武田会長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、香良洲地域審議会から、木下委員よろしくお願ひいたします。

木下委員

香良洲地域の木下と申します。前文は同じですので省かせていただきまして、十分尊重していただきたい点を、2点、申し上げたいと思います。

お手元の基本計画の中の196ページに、まず重点プログラムの「(4)避難体制の強化 ①避難所 福祉避難所の拡充」というところがあります。その黒点が3つありますが、4つ目のところに、ぜひ、香良洲地域として希望いたしますのは、やはりお手元の資料をご覧いただきますと、香良洲地域はそういった地域の特性上、橋を失うと陸の孤島となるということが、もう十分考えられます。要支援者が集まり、安心して避難できるよう、地域内に一時避難所というのではなくて「恒久的な避難所の設置を進めます」というところを入れていただきたい。

なぜならば、雲出川に堆積した、ここはやはり液状化ということが非常に今、心配されるところなんですね。そうした点で、要支援者のために初めから町内に高台を含む恒久的な避難所を設けていただきたいという、強い意見が出ておりました。

2つ目としましては、基本計画のほうの211ページにあたりますが、「(8)減災のまちづくり」という項目の中に説明があります。その中に3行目、「災害弱者でも対応できる対策」と書かれておりますが、この「対策」の手前のところに「恒久的な避難所対策」というのを入れていただきたい。

なぜならば、やはり香良洲の特性上、橋が落ちて地域が孤立する可能性があります。東北大震災のおりには高齢者の方々が避難所を非常にたらい回しされたりとか、そういうことの状況の中で、多くのせつかく命拾いして助かった命が、そのあとでの避難所生活で随分、亡くなられたと聞いております。

そういうことを考えますと、香良洲の特性を考えたときには、恒久的な避難所をつくっていただきたいというのが、今回の2点の意見です。よろしくお願ひします。

武田会長

ありがとうございます。また、のちほど議論したいと思います。
では、続きまして、一志地域審議会から、井上委員お願ひします。

井上委員

一志地区の井上でございます。一志地区の意見・提言について述べさせていただきます。

計画案につきましては、概ね適当であるとの結論に至りました。なお、審議の過程で出された意見・提言については、下記に2点をまとめましたので、計画にかかわる市長への答申にあたっては、その内容を十分尊重していただきたいと思います。

まず、1点目が、まちづくりの目標の「豊かな文化と心を育むまちづくり」に関し、教育環境の整備にかかわる施策について、小学校再編に伴う整備を早急に取り組んでいただきたいと思います。理由といたしまして、当地域におきましては、平成26年度に小学校の再編が決まっており、後期基本計画に関連施策が掲げられていますが、通学路や駐車場等、土地の確保等、早急に取り組む必要があるためでございます。

2つ目といたしまして、第3章の重点プログラムにつきまして、重点プログラムの地域かがやきプログラムにおける中部エリアの施策。温泉利用客への魅力アップ、地産地消を促進につきましては、着実に推進していただきたいと思います。理由といたしまして、温泉利用客への魅力アップについては、一志の中心的施設である「とことめの里一志」への来館者及び地域住民の憩いの場の提供、活力ある温泉ゾーンの形成、景観を利用したイベント等の開催を資する施策を行うことで、温泉集客を図り、温泉施設の経営改善を図るためであります。

また、地産地消の促進につきましては、地産地消を推進し、望ましい食の在り方にについて学び、地元特産品の消費の拡大及び生産性の向上に寄与するためでございます。

以上でございます。

武田会長

ありがとうございます。それでは、続きまして、白山地域審議会から、今井委員、よろしくお願ひいたします。

今井委員

津市総合計画後期基本計画案につきまして、11月22日、白山地域審議委員会におきまして慎重に審議を行いましたところ、概ね適当であるという結論が至りました。

白山地域審議委員会での審議の過程で出された意見・提言につきましては、次の2点に追記していただきますよう、お願ひします。

1点目は、「美しい環境と共生するまちづくり」に関しまして、計画案の40ページにございます、「1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造」の2番、「親水空間の形成」の部分で最初の点の部分でございますが。白山地域におきまして、重要河川である雲津川の環境保全の観点から、また、白山に実際に白山地域内におきまして雲津川の河川清掃を行なっていることから、これらの文面に河川清掃に関する内容を追記していただき、「自治

会、子ども会、ボランティア団体などが中心となって、実施する河川・海岸清掃活動を支援します」と追記をお願いします。

2点目は、重点プログラムの地域かがやきプログラムに関して、計画案の217ページにございます、中部エリアの2番「美しい河川環境づくり」の部分でございますが、白山地域におきましては、家城ラインは優れた景勝地であり、伝説もあることから、家城に明確に記載し、「美しい河川環境づくりを進めていくことが大切である」と、これらの文言に「家城ライン」の文言を追加していただき、「地域を貫く雲津川の桜並木、家城ラインなどの景勝地や歴史的資源を保存する活動を通じて、美しい河川を保つとともに、地域力を再構築し、豊かな郷づくりを目指します」と追加をお願いします。

結論としましては、白山地域審議委員会におきましては、大変素晴らしい計画案になっているなど、計画案に対する高い評価の意見がほとんどでした。計画策定後、この素晴らしい計画が実施されることを期待しておりますので、よろしくお願いします。

武田会長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、美杉地域審議会、海住委員、お願いします。

海住委員

失礼します。美杉地区地域審議会の海住でございます。津市総合計画後期基本計画案について、当審議会で慎重に審議を行った結果、先に意見・提言した、美杉地域における地域課題、地域かがやきプログラム、南部エリアにおける施策が反映されているため、適当であるとの結論に至りました。

同計画に係る津市長への答申にあたっては、計画の着実な推進を求めるものであります。以上でございます。

武田会長

どうもありがとうございました。各審議会の皆さん、どうもありがとうございました。ここで意見を出していただいたご意見ですけれども、できるだけ答申の中に書き込むような形で決めていきたいと思っております。

各審議会のご意見について、ご質問等、ございましたら、よろしくお願ひします。はい、どうぞ。

北村委員

今、いろんなさまざまな各地域のところから意見が出されておりましたが、やはりそれぞれの地域の歴史とか文化とか、各地域のそれぞれの資産といいますか、それは活用して、その地域に住む方々の求心力になるような、それが資源であると思います。

地域かがやきプログラムの東部エリアには、211ページでございますが、歴史文化の賑わいの創出ということが書かれております。「一身田寺内町」という記述がありますが、実は津地域の中にも川喜田半泥子（かわきた はんでいし）、それにつきましては歴史と文化の拠点にということで、その項目の中には千歳山の整備推進ということで挙げられてはいるんですけども、谷川土清墓（たにがわことすがはか）というのがどこにも出てこないんですね。

前の、この大きな前期の総合計画ですが、総合計画の2008年から17年というところの中には、写真だけ出ています。で、何の記述もないものですから、ちょっと気になったということです。特に、私自身は津地域の中でも新町駅より西の新町地区におりますが。新町地区というと、駅周辺を皆さん、思われるのですが、新町駅よりも西側が新町地区なんですね。

何かそのあたりのことが、忘れられているかなと思いまして、谷川土清もその中の一貫でございますけれども、こういった歴史的な非常に資産と

考えられますので、ぜひとも、その文言を入れる中で、また地域のつながり、希薄化、高齢化が進む中で、やはり地域における絆や防災機能ということも、強化も求められておりますが。

これを踏まえまして、歴史文化の魅力発信、防災機能、そういったものを絡め合わせたようなコミュニティの拠点の形成が必要ではないかと思われておりますので、ここで一つ、なんらかの文言を入れていただきたいなという、提案をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

武田会長

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

今の審議会からの答申で、もう今の報告で、まず香良洲地区で、「恒久的な避難所」という文言が出ていましたが、これは津市としてはどういうような計画か、何かなっているのか、ご説明いただけますでしょうか。

政策課長

今、いわゆる津波の受けるであろう海岸地域について、今、そういう、避難所というか避難場所のことは、民間のビルとか、そういった方にもお願いをしておりまして、避難ビルの指定という形でさせていただいております。

それから、それぞれ公共施設につきましても、いわゆる避難する場として、背の高い建物がメインですけれども、指定を進めてございます。

それから、3月5日24時間は無理だけど、平日の5時ぐらいまでだったら避難ビルとして指定していただいてもいいですよという民間の方もみえまして、そういったビルについても協力ビルという形で指定をさせていただいて、それぞれの地域に「こういう指定をしました」ということを、お伝えすることが、全市的にもPRさせていただいているというのが現状です。

それから、具体に香良洲につきましては、たとえば香海中学校の上に登っていくための外づけ階段とか、屋上に登ったときに落ちるといけませんので手すりとか、そういったものの整備とか、公共施設の改造をして、いわゆる避難体制、避難できるところを整備していってございます。

恒久的な避難所につきましては、まあいろいろございますが、特に今、おっしゃられました香良洲は三角州になっていて、橋が3本かかっています。それが落ちたら、孤立してしまうのでということで、私どもも伺っております。今、具体的にこういう計画がありますということではないんですけども、いろいろ、そういう避難所の指定とか、公共施設、既存の公共施設の活用も含めて、いろいろ充実含めて取り組んでいっていますので、ご意見を踏まえて順次整備をしていくような形で、考えていくべきだと思います。ちょっと副市長のほうから。

青木副市長

恒久的な避難場所って、避難場所というのは生活するところですので、それは避難所ということで、学校とかそういうふうな生活の空間になります。一時的な避難場所ということでしたら、津波対策として、今、私どものほうで考えておるのが、高台をつくって整備していくというような方向は考えているところでございます。

それにつきましては、川の浚渫等を利用していただきまして、それを高台にしようかというようなことで、計画は立てているところでございます。

武田会長

ありがとうございました。よろしいですか。どうぞ。

木下委員

香良洲の特徴は皆さん、ご存知のように橋がなかったら島国です。それと、3月11日以降、香良洲に限らず避難訓練も数増えました。それから、本当に津市の行政の職員さんをはじめ、いろんな方々が随分、ご骨折りを

いただきまして、随分、避難訓練をはじめ講演会、研修会、そういうものがすごく増えましたし、私たちボランティア活動のほうでも随分やりましたし、地域の中でもやっております。

ただ、香良洲から高茶屋まで逃げなさいとか、本当にもうよっぽど足腰丈夫な方でないと、1時間歩いて逃げろなんていうのは、液状化等を考えた場合に非常に難しいことです。それで今、事務局のほうでお話がありましたように、一時的に避難するという場所は、本当に民間のビルはじめ、いろんなところがご協力いただいていることは、事実、知っております。

ただし、東北のことを考えた場合、特にまた弱者と言われる方々が、やはり一時避難所へ行って、さあそこからの移動というのが果たしてどのぐらい可能かどうかということなんですね。そうすると、やはりもう最初から特に香良洲の場合は、非常に狭い小さなエリアですので、初めから、何とか地域の人達がお互いに助け合いながら、ここならばもう当然…。大災害の時にも1週間で終わりなんていうことは、ありえないですから、最初からそこまで、「みんなで協力しながら、なんとかそこまで行きましょう。ここならもう1週間といわず、1ヶ月たっても2ヶ月たっても大丈夫ですよ」という場所を、私たちは「恒久的」というふうに呼んでいるわけです。

そういう配慮も、特にこの伊勢湾岸地域といいますか、香良洲はじめ河芸町までのこのエリアの高齢者の多いところに、少し配慮いただくような考え方を、もう少し今度は発展的に考えていただきたいなあというのも重要なんですね。

武田会長

ありがとうございました。できるだけ考えて入れさせていただきたいと思います。

ほか、芸濃については、かなり具体的な、いろいろなお話が出ましたが、事務局のほう、いかがですか。具体的な名前が出てきて、これは答申のところに具体的に個別で書き込むとか、答申というのは割りと全体的に書かれているものですから、一個一個のところまで書き込んでいける形にできるのかどうか。そのへんのところは考えないといけないところはあります。要望として、そのような形で、あるいは出ていますので、ある程度、それを反映するような形では載せていいけたらとは思っていますが、いかがでしょうか。事務局のほうから。

政策課長

芸濃地区に限らず、今、いただいております、ご意見、たくさんござります。かなり具体的な内容でありますとか、実際に計画に位置づけられて、その後の事業を着実に推進していくための考え方とか、ご提言とかいったものもございます。

そういうものは、直接計画に修正ができるかというと、事業レベルの話になると、なかなか難しいところもありますが、基本的には、いただいたご意見をなんとか反映していける形で考えています。それぞれ部局がございますので、そちらのほうで、内部の話ですけど投げかけてどうだと、書けるか、というふうなことで。

ただ、実際に、後期の基本計画5年間の間にできないものを書けというのも難しいので、そのへんのところはきちんと整理をさせていただいて、最終の修正案に反映を。基本的には、いただいたご意見をなんとか反映していくというのが、私どもの考え方でございます。そのへんのところは、できるものをきちんと整理していくという形でございますので、よろしくお願いします。

武田会長

ありがとうございました。ほか、ございますでしょうか。よろしいでし

ようか。
（「はい」の声あり）

武田会長

それでは、今回、いただきました各地域の審議会からのご意見ですけれども、今、事務局のほうからお話がありましたように、できるだけ答申に反映するように整理をしていきたいと思います。

それでは、この3番目の議題は終了しまして、その次、その他ということで、まず、「津市の総合計画の後期基本計画に係る答申について」ですけれども、ちょっと私のほうから説明させていただきたいと思います。

これまで、後期の基本計画策定ですけれども、この審議会におきまして、まず、それぞれがお考えいただいている、2回目だったと思いますが、まちづくりの課題であるとか、あと3回、4回ですかね。分科会における議論をしていただきました。そのあと、各地域の審議会のいろんなお考えを述べていただきました。それから、審議会が主催しましたオープンディスカッションですけれども、そのご意見もいただきました。それらを参考に、この10月に基本計画は出されました。

この審議会としまして、第1回の会議の最初に、市長から計画策定に関する質問をいただきまして、それに沿いまして答申を行なってきたわけですけれども、市長の審議のベースをもとに、市長に対して答申を行なっていきたいと考えています。

それで、ここでちょっとお諮りしたいですが、この審議会で、答申に関しましては、私と須山副会長とで原案を作成いたしまして、それで、次回の審議会におきましてその内容を、前もってお配りするということですけれども、委員の皆さんにお諮りして、皆さんからのご意見を踏まえて修正したうえで、答申とさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

武田会長

ありがとうございます。では、私と須山副会長とで、答申案を作成したいと思っております。

それでは、そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

政策課長

今日は1日、長時間ありがとうございました。その他ということで、次回の会議の日程でございますが、来年の1月21日月曜日でございます。時間はいつも1時半から開催をしてきましたが、申し訳ございません、21日は午後2時半からの形で開催をさせていただきたいと思います。

内容につきましては、先ほどございました、「答申について」というのをメインの議題とさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、今、武田会長からご説明のございました、意見表ですね。参加と協働、それから、重点プログラムについてということで、誠に申し訳ございませんが、とりまとめの関係がありまして、ちょっと時間がなかなかないのですが、1月9日水曜までに追加の意見等々ございましたら、事務局までいただけたらと考えてございます。

それから、お手元に資料で、参考1と参考2という、A4横になっている書類がございます。こちらにつきましては、何かと申しますと、参考1が、いわゆる総合計画の後期基本計画案を策定をこちらのほうでして、議会のほうへご説明を申し上げた。これが11月の全員協議会。それから、先日20日に終了いたしましたが、12月の市議会定例会ございました。そうしたなかでも、いわゆる後期基本計画案についてのご意見が出ておりますので、修正等に関するものがメインになってございますが、一覧表に

取りまとめさせていただきました。議会のほうでこういう意見が出ていますよという資料でございます。

それから、パブリックコメントですね。この11月13日から12月12日にかけて、1ヶ月間、実施をさせていただきました。そちらのパブリックコメントとしていただいたものを、整理のやり方いろいろありますが、ナンバー114までございます。こういう取り組みがあるということを、いろんな意味で情報共有することも必要かと思いましたので、こういった意見が出ていますということで、資料として、細かいご説明はいたしませんけれども、ご意見が出ていますので配らせていただきたいと思います。

具体的には、この意見を当然、総合審議会、こちらの総合計画審議会、それから地域審議会、議会、パブリックコメントといろいろ意見いただけておりますので、そういったご意見を踏まえまして、改めて後期基本計画案の修正をさせていただいて、最終案としてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後でございます。いろいろ申し訳ございません。総合計画審議会、第6回と第7回の会議の議事録のほうを、お手元に置かせていただいております。もし、修正等がありましたら、議事録でございますので、そのままテープ起こしをして、ある程度修正していますけれども、1月4日の金曜までにもし何か修正というのがございましたら、ご連絡をいただきたいと存じます。

以上でございます。

武田会長 ありがとうございます。次回の開催予定とか、その件に関しまして、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

石見委員 それでは……。

武田会長 ちょっとよろしいですか。

石見委員 はい、どうぞ。

どこで意見を、安濃町の審議会のご意見を皆さんに聞いていただけたと思って、躊躇しておったら、今になってしましました。申し訳ございません。

安濃町の会議の意向ではないんですけども、中でこんな意見がありました。特に前期の計画案のときにいろいろ関わっていただいた方から、このパブリックコメントの中の1番のところにも、平成18年から表記すべきであるというふうに書いてあります。前期の施策をたぶん尊重せいということだと思いますけれども。

それと同じように、先ほどの各町村のお話の中に、久居さんとか、河芸さんのほうから、それに近いというか、前のことも尊重すべきという意味のこともおっしゃってみえるように感じたのであれですけど。私のところでも、やっぱり前期の計画案のもとにたって、後期を作ってくれというようなご意見が出ましたので、ちょっとご紹介をいたしたいと思います。

武田会長 ありがとうございます。今の意見を踏まえて、答申案を作らせていただきたいと思います。ありがとうございました。ほか、すいません。何か言い残したということはございませんでしようか。よろしいでしょうか。

石見委員 それでは、最後に青木副市長、一言、よろしくお願ひいたします。

青木副市長 どうも今日は皆様、年末のお忙しいときに時間をとっていただきまして、また長時間に渡り、ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

今度、年度内はすいません、今年はこれが最後になりますが、来年1月21日には、今のいただきました意見を加えまして修正をしました、最終案をご提示できるかと思います。そのときは、またよろしくご審査をお願いしたいと思います。

本年は、また、ありがとうございました。

武田会長

それでは、会議終了します。どうも長い時間ありがとうございました。